

再生可能エネルギー発電促進賦課金のお知らせ

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金について

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）にもとづく「再生可能エネルギー固定価格買取制度」に伴い、電気事業者が再生可能エネルギーにより発電された電気の買取を行なうとともに、買取に要した費用を「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として電気のご使用量に応じて、お客さまにご負担いただくこととなっています。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価表

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価※に相当する金額とし、以下のとおりです。

（※）納付金単価は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示」および「インバランスリスク単価等を定める告示」により定められています。

・従量制供給の場合（ご使用量に応じて料金をお支払いいただいている場合）

算定方法＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量（kWh）

区 分		2022年5月分～ 2023年4月分	2023年5月分～ 2024年4月分
従量電灯 A	1 契約最初の 9 kWh まで	31.05 円	12.60 円
	9 kWh をこえる 1 kWh につき	3.45 円	1.40 円
上記以外の 低圧・高圧・特別高圧	1 kWh につき	3.45 円	1.40 円

・定額制供給の場合（ご使用される設備に応じて料金をお支払いいただいている場合）

算定方法＝電灯および小型機器などの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計

区 分		2022年5月分～ 2023年4月分	2023年5月分～ 2024年4月分	
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯	10W までの 1 灯 につき	13.40 円	5.44 円
		10W をこえ 20W までの 1 灯 につき	26.80 円	10.88 円
		20W をこえ 40W までの 1 灯 につき	53.60 円	21.75 円
		40W をこえ 60W までの 1 灯 につき	80.40 円	32.63 円
		60W をこえ 100W までの 1 灯 につき	134.00 円	54.38 円
		100W をこえる 1 灯 につき 50W まで ごとに	67.00 円	27.19 円
	小型 機器	50VA までの 1 機器 につき	40.02 円	16.24 円
		50VA をこえ 100VA までの 1 機器 につき	80.05 円	32.48 円
		100VA をこえる 1 機器 につき 50VA まで ごとに	40.02 円	16.24 円
臨時電灯 A (1 日 につき)	総容量が 50VA までの場合	1.08 円	0.44 円	
	総容量が 50VA をこえ 100VA までの場合	2.16 円	0.88 円	
	総容量が 100VA をこえ 500VA までの場合 100VA まで ごとに	2.16 円	0.88 円	
	総容量が 500VA をこえ 1 kVA までの場合	21.60 円	8.76 円	
	総容量が 1 kVA をこえ 3 kVA までの場合 1 kVA まで ごとに	21.60 円	8.76 円	
臨時電力	契約電力 0.5kW の場合、1 日 につき	11.35 円	4.61 円	
	契約電力 1kW 以上の場合、1kW 1 日 につき	22.70 円	9.21 円	
深夜電力 A	1 契約 につき	345.00 円	140.00 円	